

- (3) 索道及びトロリーバスについては、その運転及び運営に関する事項
  - (4) 観光、通運事業及び道路運送事業については、これらの鉄道に関連する事項
  - (5) 海運については、運送営業、海陸連絡及び日本国有鉄道の航路に関する事項
  - (6) 外国鉄道については、主要国の国別の概況及び国際運送協定に関する事項
- 6 辞典の構成には、大項目主義、中項目主義、小項目主義の三つがあり、小項目主義は、その言葉の定義、中項目主義はその言葉の定義のほかにいくらかの説明を加えたもの、大項目主義はややまとまった解説によってことからの全容をとらえるものである。この辞典は、当初、小項目主義により、約 28,000 項目を選択したが、最終的にはこの三主義を併用することとし、これを 4,456 項目に集約し、見出語とした。
- なお、このほかに解説中に現われる重要語 4,476 語を摘出して見出語とともに下巻巻末の索引中に収録し、もって検索の便に資した。
- また、各項目の解説に当っては、つとめて参照語、参考文献をかかげて利用上の便を考慮した。
- 7 この辞典の解説は、運輸省観光局、同鉄道監督局、同自動車局及び日本国有鉄道並びに財団法人運輸調査局におけるそれぞれの関係の方々をわずらわしたが、その総数は 400 名をこえている。この辞典の刊行に当り、その労に対し深く感謝の意を表するものである。
- 8 この辞典の原稿の取りまとめ、整理、文字の統一、校正等の編集事務は、財団法人運輸調査局が担当した。

1958 年 3 月

日 本 国 有 鉄 道